

石狩市風力発電ゾーニング手法検討委員会 作業部会開催結果報告書

部 会 名 称		第3回 景観・まちづくり・騒音等の検討に関する作業部会
開 催 日 時		平成30年7月17日（火） 10:00～12:00
開 催 場 所		石狩商工会議所 3階大ホール
出席者	検討委員	松島、遠井
	部会員等	部会員：靱山、藤田、尾山、三上、村上、小林、福岡、安田
欠席者	検討委員	菅澤、高橋
	部会員等	部会員：川合、中林、高梨、築田、石井、藤森 アドバイザー：赤坂
事 務 局		（石狩市）新岡、佐々木、加藤、中村 （委託事業者）株式会社パスコ 北野、門田、雑賀、畠山
傍 聴 者 数		4名
議 題 等		1 開会 2 説明 ・二次スクリーニング（案）について 3 意見交換 4 閉会
結 果		○説明 事務局から振り返りの意味も含めて平成29年度の検討状況の説明、再確認し、平成30年度の進捗報告及び二次スクリーニング（案）について説明 ○意見交換 部会ファシリテーターの松島委員の進行による部会員の意見交換を実施 ・主な発言内容は「会議内容の記録」のとおり。

（部会員等氏名の表示については敬称略）

会議内容の記録

(事務局)

【平成 29 年度の検討状況】

- ・会議として、検討委員会が 3 回、部会は昨年 12 月末の 3 部会合同の第 1 回作業部会と各部会それぞれ 1 回ずつ開催したため、計 4 回開催している。
- ・ 3 月末に中間報告書を作成し、現在ホームページ上で公開。

【平成 30 年度の進捗報告】

- ・ 5 月 28 日に第 4 回検討委員会を開催。
- ・ 徳島県鳴門市のゾーニングに関わっていた世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン) の担当者を招致し、情報提供いただいた。
- ・ 前年度から継続して環境調査を実施しており、鳥類調査と併せて植生の確認等の現地調査を行っている。
- ・ 関係団体へのアンケート準備。
- ・ 今年の 10 月下旬から 11 月上旬に向け、ゾーニングマップ最終案を作成する。
- ・ パブリックコメントを経て、ゾーニング計画書(案)とともに完成に向けて進めていく。
- ・ 部会は 7 月に 3 部会それぞれ開催。次回は 10 月に第 4 回作業部会を 3 部会それぞれ開催予定。
- ・ 今後、オレンジ色の導入可能エリアについて、風力発電施設の導入に当たっての課題を整理し、先行利用者との調整や適切な環境保全措置を講じる必要性の有無などに応じて、二次スクリーニングを行う。
- ・ 調整エリアは、調整が必要な課題の数に応じて、多段階なエリア分けを予定。
- ・ 一次スクリーニングでは事業性が低いエリアは環境保全、導入可能のどちらでもない白地として整理をしていたが、ゾーニングエリア分けの対象から除外しないため、環境保全エリアに加えた。
- ・ 調整エリアはその調整する課題、環境保全事項の多寡に応じ、高中低、あるいは A、B、C のようにし、このオレンジの色が薄くなればなるほど非常に調整の必要性の高い、要調整ゾーンという位置づけというように、3 段階の分けを考えている。
- ・ それぞれのレイヤーには重み付けを行わず、調整すべき事項、レイヤーがいくつその場所に重なっているかということで段階的な評価を行っていく。
- ・ それぞれのエリアに対して、二つ調整すべきレイヤーが重なると 2 点、もう一つ項目が重なっている場所であれば 3 点というように、点数に応じ、現状では調整 A、B、C という段階で重み付けをしている。
- ・ 調整する事項が一つの場所については調整エリア C、二つ重なっていれば調整エリア B、三つ以上の調整すべき事項が重なっているエリアは A とし、C から A にいくに従って、環境保全エリ

アに近づくという評価。

(部会員)

- ・中間報告書について、ホームページで見られるということや、ホームページが見られない人は、市に問い合わせただくと印刷するなど、事務局から直接 PR するとともに部会員への配慮をしていただきたい。
- ・興味がある部会員の方が参加できるように、検討委員会の開催情報も合わせてお知らせいただくと、良いのではないか。
- ・日程調整の際に、返信方法をメールか FAX というように選択肢があったので、この人はメールで通信できるなど把握できるため、全員に郵送する必要はないのではないかと思いますので、その辺りを少しきめ細やかな配慮をお願いしたい。
- ・第3回検討委員会で、部会で出た意見に対して事務局はどう考えるかという一覧表の資料が作られていたが、そのようなフォローがほかにもあって良いのではないか。
- ・現在建っている風車を見るため、現地見学をした方が良いのではないか。

(事務局)

- ・議事録を傍聴に来られなかった方に提供することや、開催告知の部分などは改めてしっかりしていくよう努力していきたいと思う。
- ・報告書については、部会員に紙でお配りするように手配中である。

(部会員)

- ・部会で、海の方にはできるだけ風車を建てないでほしいという意見が出ているが、このような意見は、調整エリアにおける評価の考え方の中で、どのように活かされているのか。
- ・例えば、1人、あるいは2人、3人くらいの人数の発言であれば、無いという扱いになるのか。

(事務局)

- ・建てないでほしいという意見、あるいはアンケート結果、漁業関係者の意見などの収集のほか、海域の利用状況も調べている。
- ・それらを重ね合わせていくことにより、調整の区分が高くなるというような考え方である。

(検討委員)

- ・検討委員会と部会で、お互いに情報のキャッチボールをしながら進めていかなければならないと思う。
- ・資料について、その都度配布も良いが、可能であれば、いつでも見られる状態のものがあると

良い。

- ・例えば、この事業の間は部会員がアクセスできるポータルサイトを市役所に置き、必要なときに配布資料などについて、秘匿情報以外はダウンロードできるようにすると良いと思う。

(部会員)

- ・小型風車やマイクロ風車が建つと聞いているが、それは景観法に関わってくるので、景観のことを考えるためにも、市から情報提供があったら良いのではないかな。

(部会員)

- ・部会の進行について、情報の開示をどうしていくかということよりも、今は意見交換に関することをお話しいただいた方が良いのではないかな。

(部会長)

- ・まず今回ご提案いただくレイヤーの中身についてご検討いただき、そのあとにミニディスカッションという形で、それ以外のご意見をいただければと思うが、それでよろしいかな。

(部会員)

- ・はい。

(部会長)

- ・区分1「自然条件」、区分2「法冷等規制」について、説明をお願いします。

(事務局)

- ・区分1「自然条件」の(6)「離岸距離」について、案として、陸側から海側へという見方で保全エリアを500m、調整エリアを1,000mと設定している。

- ・区分2「法令等規制」の(7)「国定公園」については、昨年度に保全エリアとして設定したものに加え、公園からの景観を保全するという観点から、案として、外側1,000mを調整エリアとして設定。

- ・(10)「史跡」については、国の指定区域である荘内藩ハママシケ陣屋跡を保全エリアに設定。

- ・(12)「埋蔵文化財包蔵地」については、情報がはっきりと面的に確定しておらず、点での情報のため、既存情報を調べている。

- ・詳細は発掘調査等により、その範囲等を確認していくことになると思うが、まずは文化財の包蔵地の情報がある場所について、調整事項とし、事業実施の際に必ず確認していただくという扱いにしようと考えている。

- ・(14)「国有林」を調整エリアとして設定。
- ・国有林については、全国的な事例として、借地として発電事業等を行っているため、調整エリアとしている。
- ・(17)「自然景観資源」は、既存資料等で、主に海岸や砂丘等の景観を図面上に示している。
- ・主に景観的な要素ということで、その周囲 1,000m 程度にバッファーを設定することを考えている。

(部会員)

- ・国有林全体を調整エリアに指定しようという話だが、水源かん養保安林という水質を保全するために必要な保安林があったと思う。
- ・環境アセスを見ていると、水源かん養保安林は避けようと強く言われているので、そこは外せないため、保全エリアとして扱うべきだと思う。
- ・黄金山について、史跡や自然景観資源の中にもないが、景勝地として国が指定している場所であるのに、なぜ記載がないのか。

(部会長)

- ・黄金山は(11)「名勝」で入っている。

(事務局)

- ・水源かん養保安林など、守らなければいけない保安林は、一次スクリーニングの中で事業性のあるエリアから削除してある。

(部会長)

- ・国有林の中に保安林という指定があり、その中に防風林などの色々な項目がある。
- ・保安林に関しては、一次スクリーニングで保全エリアとし、残りの保安林に指定されていない国有林のエリアについては、調整エリアということで、検討が必要なエリアという位置づけに設定したということである。
- ・調整する項目が多ければ多いほど、建設に向かないエリアとなり、現在の提案では3段階のエリア分けがある。
- ・そのため、三つ以上調整する項目がある場所は、風車を建てられなくはないが、調整が困難なエリアという位置づけにしようという提案である。

(部会員)

- ・区分1の(6)「離岸距離」について、海岸線からの保全エリア 500m、調整エリア 1,000m の根

拠は何か。

- ・水資源の調査をどのくらいしているのか。
- ・景観と漁業資源の関係でどのような調査をしているのか。
- ・石狩浜は砂浜のため砂が動くことから、それによってかなり海流も変わるが、そのような点は調査したのか。

(事務局)

- ・離岸距離については、大きく騒音と景観の二つの観点から設定している。
- ・騒音の観点は、住宅等の周囲 500m については保全エリア、調整エリアはその外側 1,000m を設定。
- ・43 ページの表は、全国のガイドライン及び国内外のゾーニング資料から、どの程度の離岸距離を設定しているかを調査した資料。
- ・44 ページは、2,000kW の風力発電設備を 1 基から 11 基が 1 列に配置された発電所を仮定し、発電所からの距離と騒音レベルの関係を、従来の予測方法で試算し、夜間の騒音環境基準である 45dB を満たす距離は最大 11 基の場合で 536m であったということの一つの目安とし、住宅など夜間に人が生活しているところから 500m の範囲は環境保全エリアと考えた。
- ・これらの出典は「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」という平成 23 年度 6 月の環境省の報告書である。
- ・これについて、先日の事業性部会で、風車の規模は 2,000kW を基準としているが、今は 3,000kW や 4,000kW と大型化しているため、そちらの諸元を調べて、距離の設定の考え方などを見直しができるかどうか、独自にシミュレーションできるかどうかを検討してはどうかとご意見を頂いた。
- ・それについては現在検討中である。
- ・景観について、住宅等や主要な眺望点の周囲 500m を環境保全エリアとし、調整エリアは同じように 500m から 1,000m の範囲としている。
- ・50 ページの仰角（見上げる角度）については、環境省が平成 12 年に発表している「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術」という知見に基づいている。
- ・見上げる角度が 10 度から 12 度となると、見え方が眼いっぱいになり、圧迫感を受けるようになる。その距離が 800m から 964m であるということから、その外側 1,000m を調整エリアと考えた。
- ・見上げる角度が 20 度になると、圧迫感も強くなる。その距離が 467m であるため、景観についても 500m を基準とし、それよりも内側については、環境保全エリアと考えた。
- ・51 ページ、52 ページは環境省で出している陸上と洋上における風車の見え方の写真である。
- ・そのほか、海上保安庁が出している漁業資源の情報もあるが、5 月下旬に石狩湾漁協組合の理

事会に、一度話をしに伺った。

- ・その中で、詳しい漁場情報や漁業の実態の話を聞く場を設けさせていただきたいというお願いをしている。
- ・今日の段階では漁場の情報などは反映できていないが、そのような部分も情報収集し、この調整エリアや保全エリアの考え方に反映していこうと考えている。

(部会員)

- ・500m、1,000m という距離は、環境省の調査に基づいているという話だが、同じく環境省がもう少し前に実際のトラブルが起きている調査をしている。
- ・傾向として、風車の規模が大きくなると、距離が離れてもトラブルが起きるようになっている。
- ・騒音をA特性で評価しているが、A特性評価は風車の場合には適さないと色々な研究者や海外、WHO（世界保健機関）などでも言っている。
- ・昨年5月にできた日本の指針では、それを無視して構わないという結果になっている。
- ・聞こえづらくとも影響が出るということはあるため、このまま当てはめるわけにはいかないと思っている。
- ・景観の仰角について、3,200kW、3,300kW の風車が建てられているので、一度、実際に現地を見て、どのくらいの圧迫感かというような見え方を知ること、この部会はやらなければいけないと思う。
- ・第3回検討委員会を傍聴した際に、先進的事例などを取り入れて進めていきたいと資料に書かれていたと思うので、そのような新しい考え方を取り入れていくべきだと思う。

(部会長)

- ・データの根拠は非常に難しいところで、様々な意見があるが、これについては専門家の意見を聞きながら、本当にそれで良いのかどうか、多くの情報を集めて慎重に検討していかなければならないと思う。

(部会員)

- ・石狩市役所から 500m、1,000m とすると、具体的にどこの地点になるか。

(事務局)

- ・感覚的には生協前を通る中央通の北海道道側の交差点から、花川通の2車線通りの交差点までが1,000mの距離である。

(部会員)

- ・500m はどの辺りか。

(事務局)

- ・その半分であるので、花川北1条1丁目と2条1丁目の中間辺りになる。紅葉山通りから、北海道道方面へ車が出てくる通りがあるが、その辺りが中間地点となる。

(部会長)

- ・圧迫感に関してはものの大きさによるため、2,000kW なのか、4,000kW なのかによって、高さが変わってくるので、受ける印象が違ってくると思う。
- ・何が建つかによって距離は変わるが、今回に関しては、どれぐらいの大きさを想定しているのか、その上で距離を設定しているが、例えば、これが4,000kW になったら、このデータは使えませんというような附帯条件のようなものが付くべきではないかと思う。

(部会員)

- ・陸であれば1,000m と言えば結構距離があると感じるが、海の1,000m は、遮るものが何もないので、遠くまで見えると思う。
- ・そのため、景観的に目立つのではないかと思うので、陸と同じ感覚で距離を決めるのは良し悪しだと思う。

(部会長)

- ・資料に記載されている環境省が出している写真について、後ろに山があると、風車が山に溶け込んでいくので、影響がそれほど感じられないが、同じ距離でも洋上のように背景が何もないと、非常に風車の形が目立ち、更に動いているため、目についてしまう。
- ・例えば、同じように山の上に飛び出しているとどうかということも、この環境省のガイドラインの中で検討しており、やはり同じ距離、大きさでも、背景に何かがあり、そこに溶け込んでいる場合と、洋上のようにスカイラインに突き出している場合では、同じ距離でも影響が強いと言われている。
- ・そのため、洋上ではもう少し距離を離れた方が良いという感覚は私もある。
- ・国定公園に関して、国定公園そのものを一次スクリーニングで事業性エリアから外し、二次スクリーニングで周囲1,000m を調整エリアとしているが、環境省の国立公園登録指定要件が平成25年度に改定され、特別地域の中でも、特に眺望が良い地域に関しては、その特別地域に面した海域5km を普通地域とすべきという提案がされている。
- ・この場合は国定公園だが、全て特別地域に指定されているエリアなので、現在はそこから1km

のエリアが普通地域になっているが、今出ている新しい概念としては、特に眺望の良いところは 5km 程度を考慮した方が良い。

- ・これからはそのエリアを新たに普通地域に指定するかもしれないということ。
- ・そう考えると、予防原則的にこのエリアは外しておいた方が良いのではないか。
- ・国定公園に隣接した特別地域に関しては、人工要素はあまり入れない方が良いということで、環境省でも 5km という一つの目安が出ているので、そういったことを参考にできるのではないかと思う。

(部会員)

- ・厚田の市民風車は 1.3km 離れていても、はっきりと羽根の音が聞こえるので、1,000m でも近いと思う。

(部会長)

- ・風向きや周辺の環境によっても音の聞こえ方は変わってくると思うので、ほかのご意見やデータ等も勘案し、慎重に検討いただければと思う。
- ・次に区分 3「土地（海域）利用等」について説明をお願いします。

(事務局)

- ・17 ページの「農地」について、現在、主に農地として利用されている農用地区域は保全エリアとし、農用地区域を除いた農業振興地域は調整エリアとして抽出した。
- ・18 ページの「河川・湖沼」について、陸域の水面についても、保全エリアとして設定。
- ・19 ページの (24)「景観形成地・景勝地」は、既存資料等を基に抽出している項目であるが、先ほどの自然景観資源と同様に、調整エリアのバッファーの設け方、場所の範囲の取り方などを検討している。
- ・アンケート等でもご意見いただいているので、合わせてレイヤーを作っていきたいと考えている。
- ・事業性の観点から、道路幅と距離について、実際に風車を施工・管理するに当たり、必要な道路が市内に整備されているかを検討した。
- ・環境省や経済産業省等の資料を基に、幅員 3m 以上の道路から距離 10km 未満のエリアを事業性のあるエリアとし、石狩市域については、現状、全域が条件に合っている。
- ・(26)「港湾区域」、(27)「漁港区域」について、これらは調整エリアと設定。
- ・法改正等があり、港湾区域においても、再生可能エネルギーの導入が可能になっているため、調整エリアとした。
- ・(29)「共同漁業権」の設定区域についても、調整エリアとして設定。

- ・(28)「区画漁業権」、(30)「定置漁業権」については、昨年度の一次スクリーニングで保全エリアに設定。
- ・(31)「操業区域・漁業」において、実態等を踏まえたエリア分けを検討しており、漁業者との意見交換等を進めさせていただき、現実的な課題等に従って調整すべきエリアを設定していくことを考えている。
- ・(35)「住宅及び事業所（建築物）」は、建物全てを対象とし、人が暮らしている住宅、事業所や倉庫等の、昼間に人が仕事をしている場所、日常使われていない建物も含めて、建物から 500m を調整エリアとして設定。
- ・(36)「福祉施設」については、500m 以内を保全エリア、周囲 1,000m は騒音・景観による同じ考え方から調整エリアに設定。
- ・(37)「病院」等も同様に、各施設から保全エリア、調整エリアを設定。
- ・(38)「学校」等も同様の観点で、各施設から 500m を保全エリア、1,000m を調整エリアに設定。
- ・(39)「住居」では、人口 6 次メッシュで 1 人以上、100m の四角いメッシュの中で人口があるメッシュについては、人が暮らしている場所である住居等とし、そこから 500m を保全エリア、1,000m を調整エリアに設定。

(部会員)

- ・厚田の水道水は幌内川から取っているが、川はどうなっているか。

(事務局)

- ・水域や河川に指定されている水面については、基本的に全て保全エリアとしている。

(部会員)

- ・区分 3 の「土地（海域）利用」の (25)「道路」において、青色になっているところはどのような意味なのか。

(事務局)

- ・道路からの距離について、昨年度、事業性のある区域を抽出する際に確認していなかったが、実際に事業を実施するに際し、工事用の機械やブレード、風車そのものの搬入作業などが発生するため、追加することとした。
- ・山間部や山奥であることなどに関する利便性などは、最終的には事業者が判断することだが、経済産業省で挙げている賦存量調査の事例から、風力発電が導入できるエリアの一つの目安として、このような項目が挙げられている。
- ・実際に事業性があるエリアについては、石狩市全域が含まれた。

・事業性エリアを判断するに際し、漏れなくチェックしておこうという意味で、このエリアを挙げている。

・海の上はどうかということもあるが、その辺りは検討中である。

・洋上における工事用資材の搬出場所は、船を出す港となるため、そこからの距離が現実的と思うので、修正していこうと考えている。

(部会員)

・事業性の判断やこの道路が使えるということなどは、この場で検討すべきことではない気がする。

(事務局)

・経済産業省の方で幅3m以上であれば可能性があると言っているが、3m幅と言っても、砂利道も含めているので、現実的ではないということもあり、見直しが必要と考えている。

(部会員)

・新港エリアで、建物から距離500mは調整エリアになると書かれているが、既に風車が建っているところの周辺も含まれており、その辺りはもう建てられないと思うので、その辺りは抜いてしまった方が良くないか。

(部会員)

・エコ・パワー（株）の風車が建ち、根元まで見に行くと、黄色い警告看板があった。

・看板には落雷時・強風時注意、下の方には雷発生時、強風などの悪天候時、風車に着雪時、自然災害発生時には万一に備え、風車に近づかないでくださいと書かれていた。

・この看板は、タワーの根元ではなく、ここまでは安全だが、これ以上は行ってはいけないという場所に建てるべきだと思う。

・経済産業省に事故のことを考えて距離を決めているか聞くと、決めていないと言っていた。

・事故を考えた距離のバッファゾーンが必要と思うので、その辺りの考慮も必要ではないか。

(部会長)

・例えば、具体的にどのような事例があったか、500m以内でそのようなことが起こったことがあったかどうかを調べると、ある程度そのような危険性はわかってくると思う。

(部会員)

・区画漁業権、定置漁業権は保全エリアとされているが、共同漁業権だけはなぜ調整エリアなの

か。

- ・ここについて、これからの意見交換の上で保全エリアになる可能性はあるのか。

(事務局)

- ・共同漁業権は、ほぼゾーニング対象海域全域になってしまい、ここを保全エリアにすると、そこでゾーニングがストップしてしまう。
- ・そのため、共同漁業権という先行利用があるということで、そこに実際の操業の状況や、ヒアリングに伺った際のタコ箱の話など、そのような情報を重ね合わせ、調整事項の区分が非常に高いエリアにできないかと考えている。

(部会員)

- ・港湾区域は保全エリアの対象外なのか。

(事務局)

- ・港湾区域も調整エリアとしている。

(部会員)

- ・うちの漁協は、調整エリアでの漁業権はないが、先行利用という形で、特別採捕をとって漁業をしている。
- ・お願いになるが、できるだけ調整区分の高いエリアに選定していただきたい。

(部会長)

- ・港湾区域内、漁港区域内でも行われている漁業があるということであれば、その辺りの新しい情報を重ねていただきたい。

(部会員)

- ・人間の生活の場からの距離について、色々な指標があると思う。
- ・環境省は心身に係る苦情に関する参照値を出しており、参照値の中で 80Hz で 41dB という数値があるので、その音がどのくらいの距離まで聞こえるかということを考えていくことも、一つのやり方だと思う。

(部会員)

- ・机上の数字ではなく、実際にそこに自分が住むことなどを考えたときの 500m はどれくらい近いものかということを考えた方が良いと思う。

(部会員)

- ・諸外国でも色々な例があり、オランダなどでも風力発電はたくさんあるので、どのような規制をしているのかを見たい。
- ・海外では、低周波のことを非常に問題としており、イギリスなどでは携帯電話の低周波も子どもに影響があったということで、教育機関から何 km は携帯を使わせない、というようなこともしている。
- ・諸外国の例やほかの地域も含め、色々な例を見なければ、何が妥当で何が悪いのか、500m、1,000mと言われても根拠がわからないと思う。
- ・私も厚田に職場・事業所があるが、大きな風力発電はあるけれども、音が気になったことはない。

(検討委員)

- ・外国の例を調べており、まだ調べきった状態ではないので極端かもしれないが、セットバック（離岸距離）については、最近になって見直し、以前よりも距離を取るようになってきている。
- ・イギリスなどでも、基本の距離を見直そうということで、かなり長い距離になっていた。
- ・ヨーロッパでも、オランダ、ベルギーやドイツなど、かなり国によってばらばらである。
- ・その理由として、騒音の測定方法が異なるため、影響の捉え方が違い、単に同じところに風車を並べてどこまで耐えられるかという話をしているわけではないようである。
- ・セットバック（離岸距離）を長めにするようになってきた理由の一つは、風車の大型化など、事業の内容が変わってきたためである。
- ・環境省の先ほどから出ている例は、2,000kW という一昔前の風車を基準としていることから考えると、それで妥当かどうかということは、もう少し別な資料を集めながら検討する余地はあるのではないかと思う。
- ・住宅エリアなどの人が使っているエリアは、500m の保全エリアと 1,000m の調整エリアで相当カバーされており、そこに建つ余地はあまりない。
- ・全体の結果を見た上で、更にその 1,000m を延ばす必要があるのか、1,000m でも十分守るべきものがカバーされると考えるのかということは、陸域については言えるのかもしれないと思う。
- ・ただし、先ほどから意見が出ている海域については、少し事情が違うかもしれない。
- ・既存の利用状況なども違い、影響も異なるので、そこは少し別の評価基準が必要になるが、陸域については 500m、1,000m という距離を暫定的に入れ、その結果を見て、ある程度保全すべきところがカバーされているのであれば、それに留保事項を付け、今後の見直しをする必要性や何 dB 以上にならないようになど、別の基準によって、更にそこの検討は必要であるということも明記するなどし、今後見直していくことを申し合わせていくということも現実的なものとして、できるのではないかと思う。

(部会長)

- ・次に、区分4「インフラ等」、区分5「既存資料、動植物等」、区分6「アンケート」の説明をお願いします。

(事務局)

- ・既存風力発電施設について、既に風車がある場所の周囲500mを、騒音の影響等が発生する恐れが非常に高いと考えることから、保全エリアにすることを考えている。
- ・(48)「主要な眺望点（展望所など）」では、人が景色などを眺める場所である眺望点を抽出し、そこから保全エリア、調整エリアを設定することを検討している。
- ・その際は、眺望点からの視野などを含めて設定していきたいと考えている。
- ・(49)「自然との触れ合い活動の場の情報」では、海水浴場、キャンプ場など、人が集まり利用する場所、自然と触れ合える場所を抽出しており、対象施設、公園等そのもののほか、景観、眺望等の観点から調整エリアの設定を考えている。
- ・昨年度、市民の方々向けにアンケートでは、概ね、今まで説明させていただいた、自然との触れ合いの場、自然景観、それから眺望点などが含まれる形だが、それ以外にも自然環境要素として湿地などの要素が入っている。
- ・これらの要素は、ほかのレイヤーに重なってくる場所があるので、それらのレイヤーに振り分ける、又はこちらのレイヤーと整合を図るなど、調整をしながら、保全エリアと調整エリアを設定することを考えている。

(部会員)

- ・厚田は非常に草原が多く、虫や鳥もたくさん来るので、私は遊休地とは思っていない。
- ・どのような動物が来ているのかわかれば、そこもやはり触れてはいけない場所に入らないのか。

(事務局)

- ・(45)「重要種の生育・生息位置情報」から(47)「藻場・湿地等 重要な自然環境のまとまりの場の情報」辺りで、現地調査を行い、それをどのように全市的に横展開していくか、という部分に当たると思う。
- ・動植物部会でもそのような話をしているので、情報を共有しながら進めていきたいと思う。

(部会長)

- ・今回の事業で調べることができなくても、そういった情報があれば、例えば、どこかで見たと言う人がいた、写真があったという情報を共有いただけると、そのような場所も配慮しなければいけないのではないかという議論につながっていくと思う。

(部会長)

- ・二次スクリーニング案について、説明をお願いします。

(事務局)

- ・緑色は保全エリア、赤色が現時点の導入可能エリア、その中間である調整エリアは、黄色味の薄いものほど調整事項が多い調整エリア、濃いものが調整事項が少ない調整エリアCである。
- ・導入可能エリアについて、現在、抽出されたエリアの中で、100m、200m 四方などの非常に細かいスケールが点在する場所に風車を設置することは現実的にあり得ないと思うので、周辺のレイヤーのカテゴリーに合わせ、最終的に調整していくことを考えている。
- ・動植物等の保全エリアも重なってくるので、沿岸部や公園等に指定されている山間部等を除いた、山間部の一部に導入可能エリアが抽出されている形になっている。
- ・沖合は、地形や漁業権というような重ね合わせになっているが、漁業者等と意見交換の中で利用実態などを反映させ、二次スクリーニングを進めていく。
- ・人の暮らしているエリアは、概ね保全できるのではないかと思う。
- ・石狩湾新港側は、調整エリアとして出ているが、その中でも調整事項が一番多い調整エリアAとして抽出している。

(部会員)

- ・山は絶対に駄目だと思う。
- ・大丈夫と言われている場所も災害があると崩れている。

(事務局)

- ・保安林、砂防指定地域や地滑り防止区域という防災に係る指定がある地域は、一次スクリーニングにおいて、保全エリアとして外している。

(部会長)

- ・こういった区域を選ぶ場合には、どうして駄目なのかということが説明できないと難しい。
- ・保安林に指定されているので、ここは事業性のあるエリアから外しましょうなど、そういったことから抽出しているため、その危険性そのものをこの場で議論することは、非常に難しく、専門家の中でもなかなか結論が出ないところである。
- ・あくまでもゾーニングの結果のため、建てる時には、環境アセスで本当にそこに建てて良いかを、より詳細に調査するというように、2段、3段構えの計画になっている。

(部会員)

- ・小型風車もたくさん建ってきているが、アセスの対象にはならないので増えているため、環境アセスに頼って良いか悪いかということは、難しいと思う。

(部会員)

- ・石狩湾新港から小樽沖の辺りは、石狩湾漁協の海域で漁業権があるが、そこがマップに入っていない。

(事務局)

- ・海域は境界線がないため、エリア設定をしたときに、港湾区域の西端から海上保安庁の管轄区域を参考にして設定したことから、漁業権の部分と齟齬が生じているので、少し見直したいと思う。

(部会員)

- ・海域に、何箇所か緑の部分があるが、その区域はどのようなものか。

(事務局)

- ・区画漁業権で、浜益沖と厚田沖辺りはホタテの養殖に関する漁業権、陸から伸びている部分はサケの定置漁業権、带状で小樽に向かっている部分は航路である。
- ・協定航路として北航路も存在しているので、今後、そこにかかる部分を保全エリアとして加えていく方向で検討している。
- ・そのほか、厚田、浜益の方で、国定公園の海岸という部分もある。

(検討委員)

- ・細かいエリアは、周囲に合わせると言っていたが、もう少し具体的に説明していただきたい。

(事務局)

- ・1 ha 程度と仮に書いているが、100m 四方以下であれば、現実として風車の規模を考えると、建てることはできないと考え、精査していこうと考えている。
- ・実際に風車を建てたとしても、100m 四方だと旋回範囲が隣接するメッシュにはみ出すので、ここが導入可能エリアにはならないと考え、隣地の調整エリア等に溶け込むというような、最終的な仕上げになるかと思う。

(部会員)

- ・ゾーニングマップの色について、鳴門市もそうだと思うが、導入が難しい地域ほど赤に近づけて色を濃くしていく方が普通ではないかと思うが、これは何か理由があったのか。

(事務局)

- ・最初に事業性エリアをブルーにし、環境保全エリアは、環境であり、国定公園などもあるため、シンボリックにグリーンにしていたことから、最終的にマップ上で環境保全エリアがグリーン、導入可能エリアが赤に近い色味となった。

- ・同じ質問が事業性部会でもあり、ちょうど信号と逆になっているというのはどうなのかという意見もあり、少し考えどころではないかと思っている。

(部会員)

- ・東伊豆の別荘地がある場所の山の上に風車が建ったときに、低周波が下に降りてきて、別荘に住んでいる方々が、具合を悪くしたというような被害があったという話を読んだことがある。

(事務局)

- ・地形によって、被害を訴えられる方の距離が変わるということは存じている。
- ・ただ、低周波が上から降りてくるという知見はあまり聞かない。

(部会長)

- ・景観の観点でいくと、山の尾根線上、稜線上は避けた方が良いという指摘もあるので、尾根線上、稜線は避けるということも、一つの手法としてあるのではないかと思う。
- ・新たなレイヤーとして、山の稜線というレイヤーを一つ設け、稜線上は調整エリアとするという考えである。

(検討委員)

- ・鳴門市のゾーニングに関わった方から、海側は漁師が多く、山より海を見ているのであまり気にならないなど、住んでいる方々の生活様式により、感覚に違いがあるという話があった。

(部会員)

- ・小型風車について、情報提供をする必要はないか。

(事務局)

- ・市内において、生振で2基、厚田で4基、そのほか、経済産業省の許認可でIDを取った事業に

について公表されている情報はある。

- ・ただし、例えば、何か月先までに建つかどうかという情報は全くなく、許認可は得ているが、これからどうなるかというところまで申し上げることは難しく思う。

- ・石狩市でも小型風車についてはガイドラインを作っており、公表されている情報に基づき、事業者と色々と確認作業などをして、場所については、どこに計画があるか公表されている情報はあがるが、このゾーニングの部会の中で共有する必要があるとは思っていない。

- ・ゾーニング事業自体が、国が進める再エネ事業について、地元としてこのようなところはやめてほしいなどという意見を出すために行っているので、1,000kW 以上の大規模な風力発電について議論すべきと思う。

- ・今日頂いた意見は持ち帰り、レイヤーの考え方も含め検討を進めたいと思う。

- ・次は検討委員会になるが、冒頭に申し上げたとおり、開催告知や資料配布など、共有していくように注意してまいりたい。

以上、閉会